

佐賀県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の私立高等学校専攻科(以下「専攻科」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、専攻科の生徒がその授業料に充てるための高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)を県内の私立高等学校専攻科の設置者に対し交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)、その他法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「私立高等学校」とは高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。以下「施行令」という。)第4条第1項第1号に規定する高等学校等のうち高等学校をいい、私立高等学校の設置する専攻科とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
- イ 国家資格者養成課程を有するもの

(交付の対象)

第3条 この要綱に定める専攻科支援金の交付対象は、受給権者(県内私立高等学校専攻科の生徒であって知事が特に認める者をいう。以下同じ。)に代わって専攻科支援金を受領する私立高等学校専攻科の設置者とする。

2 前項の交付対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の交付対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(専攻科支援金の額)

第4条 専攻科支援金の額は、知事が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この専攻科支援金の交付を受けようとする私立高等学校専攻科の設置者は、交付申請書(様式第1号)により知事に交付の申請をしなければならない。

2 前項の交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 第1項の交付申請の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請書(様式第3号)により変更交付申請をしなければならない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の決定等)

第6条 知事は前条の第1項の規定により交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、専攻科支援金を交付することが適当であると認めるときは、専攻科支援金の額を決定し、当該交付の申請を行った私立高等学校専攻科の設置者に対して、交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 前条第3項により、変更交付申請があったときは、前項同様に専攻科支援金を変更交付することが適当であると認めるときは、専攻科支援金の変更の額を決定し、当該変更の交付申請を行った私立高等学校専攻科の設置者に対して、変更交付決定通知書(様式4号)により通知する。

3 知事は前項の交付決定後、提出書類に虚偽の記載があったときは、前項の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

(専攻科支援金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により専攻科支援金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 受領した専攻科支援金をその有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるとともに、専攻科支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、専攻科支援金の授受に関するすべての関係書類とともに専攻科支援金を受領した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(6) 事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(7) その設置する私立高等学校専攻科の授業料の額を変更したときは、授業料の額を証明する書類(学則その他)の写しを速やかに知事に提出しなければならない。

(専攻科支援金の支払)

第8条 専攻科支援金は、各年度3ヶ月毎に概算払により交付するものとする。

2 前項の規定による専攻科支援金の交付を受けようとする私立高等学校専攻科の設置者は、様式第5号による請求書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の時期によりがたい特別の事情がある場合は、他の時期に請求することができるものとする。

(実績報告書)

第9条 専攻科支援金の交付の決定を受けた私立高等学校専攻科の設置者は、実績報告書(様式第6号)により知事に実績の報告をしなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、専攻科支援金の交付を受けた翌年度の4月3日までとし、その提出部数は1部とする。

(専攻科支援金の額の確定)

第10条 知事は前条の規定により提出された実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、専攻科支援金の交付決定の内容及びこれに付した内容に適合していると認めるときは、交付すべき専攻科支援金の額を確定し、前条の私立高等学校専攻科の設置者に対して、確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(専攻科支援金の返還)

第11条 知事は、前条の規定による専攻科支援金の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる専攻科支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第6条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 私立高等学校専攻科の設置者が、法令、本要綱、交付決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 私立高等学校専攻科の設置者が専攻科支援金を他の用途に使用した場合

(3) 私立高等学校専攻科の設置者が専攻科支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、専攻科支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

(5) 私立高等学校専攻科の設置者が第3条第2項の規定に該当することが判明した場合

2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した専攻科支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による交付金の返還を命ずる場合には、私立高等学校専攻科の設置者に対し、当該命令に係る専攻科支援金の受領の日から、当該命令により返還すべき専攻科支援金の納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく専攻科支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

5 前項の規定は、交付すべき専攻科支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

6 知事は、専攻科支援金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を私立高等学校専攻科の設置者に通知するものとする。

(私立高等学校専攻科の設置者の責務)

第13条 私立高等学校専攻科の設置者は、専攻科支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度の専攻科支援金から適用する。